

# D 松本大輔 国政だより

連絡先  
松本大輔事務所  
〒733-0022 広島県広島市西区天満町16-11-101  
電話082-532-7032

2011.11.11  
INDEX

- だから、TPP交渉に参加しよう
- TPP Q&A



だから、  
ダイスケ。  
dakara-daisuke.com

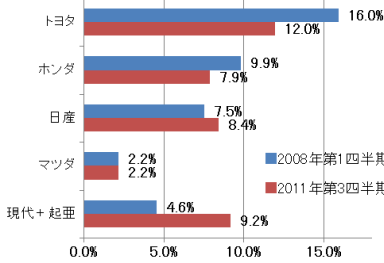
# だから、TPP交渉に参加しよう

## アジア太平洋地域の成長を取り込み雇用の確保を

国と国との結びつきを経済面で強化する取り組みが「経済連携」です。平成22年11月9日に閣議決定した『新成長戦略』では、「まず、日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障壁を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。そのきっかけとして、2010年に日本がホスト国となるAPECの枠組みを活用し、2020年を目標にアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)を構築するための我が国としての道筋(ロードマップ)を策定する。」とされました。TPPに関する交渉への参加は将来的なFTAAP構築に向けた具体的な取り組みの第一歩となるものです。

我が国経済は、円高、デフレ、電力不足等によって大きな打撃を受けています。ものづくり事業拠点の海外移転、素材・部品の海外調達にさらに加速しつつあり、国内雇用環境は悪化しています。アメリカにおける乗用車市場のシェアも韓国車は伸ばし、日本車は減らしているという状況の中、年明けには米韓FTAが発効しようとしています。日本の産業界は危機感を強めており、TPPに参加しなければ生産拠点をTPP参加国へ移転せざるをえなくなるおそれがある、このままでは欧米、あるいは欧米とFTAを結ぶ地域へ工場を移転せざるをえなくなるとの指摘もあり、国内の雇用喪失など産業空洞化にますます拍車がかかりかねません。アジア太平洋地域は間違いなく成長のエンジンとなります。高いレベルでの経済連携は日本にとってプラスです。低成長に甘んじるか、世界の成長に乗るか、作られた秩序を受け入れるか、作る側になるか日本は今、分水嶺に立っています。

- 米国乗用車市場のシェア
- 米国における主な関税品目



	韓国	日本
乗用車	2.5%→0%	2.5%
トラック	25%→0%	25%
ベアリング	9%→0%	9%
LCDモニター、カラーTV、DTV	5%→0%	5%

※韓国の関税はFTA発効後10年以内で全廃

※現代と起亜は同一資本  
出典: Auto Data

## TPPと農業再生を両立しよう

TPPに関わらず、農業再生は待ったなしです。高齢化と人口減少により、高い関税で守ってきた国内の市場は縮小していきます。つまり、このままでは農業自体縮小していかざるをえませんし、そうした見通しの下ではやる気を持つ若い人の新規就農も進みません。65歳以上が6割を占めるといふ農業の担い手の高齢化問題も改善せず、10年後の農業そのものの持続性に疑念が持たれます。食料安全保障の観点からも、販路としての海外に目を向けながら農業再生を図っていく取り組みは不可欠です。

米については日本の総消費量が810万トンに対し、TPP参加国のアメリカやオーストラリアで作られている米のうち、日本で食べる短粒種は30万トン程度です。品質はもちろんのこと、供給量から見ても、日本の米がTPP参加国の米に全て取って代わられるということは考えられません。安全・安心でおいしい日本の野菜はたった3%の関税でも外国産品との競争に生き残って来ました。TPPは関税の即時撤廃を求めているものではなく、10年かけてゼロにしていこうという枠組みです。新興国も経済成長によって生活水準が向上していくにつれ、今後ますます農産物に質を求めるようになります。日本の農産品の品質・食味は世界で高い評価を受けていることからしても、関税が撤廃される10年の間に、今の戸別所得補償をEUやアメリカのような直接支払いに発展させ、価格競争力をつけていくなど、農業再生を強化していけば世界に十分太刀打ちできるものと考えます。

## TPP Q&A

### 食品安全

#### Q. 食品の安全が保たれなくなる？

A. 「SPS(衛生植物検疫)」の交渉は、手続の迅速化・透明性の向上が主。食品安全基準の緩和、遺伝子組換え食品、表示ルールは議論されていない。TPP参加国であるオーストラリアやニュージーランドも遺伝子組換え表示義務のない方式については反対しており、一方的にこれが緩和されることは考えにくい。いずれにせよ、日本の食品安全は確保していく。

### 医療

#### Q. 医療が崩壊する？

A. 混合診療解禁、営利企業の医療参入はTPP協定交渉で議論の対象となっておらず、日本のこれまでのEPAでもこれらの規定はない。TPP交渉国のEPAでは公的医療保険制度は適用除外とされている。公的な保険制度のあり方は各国様々。政府としては、国民皆保険制度を維持し、必要な医療を確保していく姿勢に変わりはない。

### 専門家資格の総合承認

#### Q. 外国人医師や弁護士など専門家が大量に入ってくる？

A. 日本で医師や弁護士などの専門家として活動するには、国籍にかかわらず、日本での資格や免許が必要となる。TPP交渉では、各国が相互にこうした資格や免許を認め合う総合認証は議論されていない模様。そもそも、日本の法体系を熟知していない弁護士に任せられるのか、日本語を話せない医師の診察に安心できるのか、国家資格制度の趣旨も踏まえ、主体的に判断すべきと考える。

### 外国人労働者

#### Q. 移民が大量に入ってくる？

A. 商談目的の短期滞在、企業内転勤を容易にする「商用関係者の移動」は議論されているが、単純労働者は議論の対象外。TPP交渉国のEPAでも議論の対象になったことはない。なお、米国等の先進国も単純労働者の移動自由化には反対であり、TPPで単純労働者の流入が容易になることは考えられない。

### 郵政関係

#### Q. TPPと郵政改革との関係は？

A. 現時点で我が国に対し郵政改革をTPPの交渉参加の前提条件としている国はないものと承知している。郵政改革法案は、郵政事業の経営の自主性を尊重しつつ、同種の業務を行う事業者との競争条件の公平性に配慮した制度設計であり、今後の法制等の運用においてWTO・GATS(サービス貿易一般協定)等、国際約束との整合性を確保していく。